

名古屋市高齢者日常生活用具給付事業について（登録業者あて）

1 給付制度について

指定種目内の機種について、利用者のニーズにより選択できるように、事前に業者を登録し、指定するもの。

2 日常生活用具取扱業者の登録について

「名古屋市高齢者日常生活用具取扱業者登録要綱」に基づき登録された業者のみ、取扱いができることとします。

(1) 登録資格

次の①のうちア、イのいずれかに該当し、かつ、②③④のすべてに該当すること。ただし、介護保険制度における指定福祉用具貸与事業者としてすでに認定されており、なおかつ名古屋市内にその本店、支店、ショールーム等の営業所を有している者は、取扱業者としての登録ができるものとする。

① ア 福祉用具販売サービスにおける「シルバーマーク」の認定を受けている店舗を名古屋市内に有していること。

イ 名古屋市指名競争入札参加資格審査で適格と認定されたもののうち、名古屋市内にその本店、支店、ショールーム等の営業所を有していること。

② 市内全域の高齢者の日常生活用具の給付等に関し、対象者宅へ迅速に配達納品できる体制が整っていること。

③ 日常生活用具について、その選定又は故障等に関し適切な相談等を行なう者が常時いること。

④ 要綱に規定する基準表の種目について良質な用具を安定的に供給できること。

(2) 登録の有効期間

基本的には、登録日から登録日の属する年度の翌年度の末日までとするが、有効期間満了日の1ヶ月前から10日前までに再登録申請できるものとします。

ただし、遵守事項を守らない等の不正行為があった場合は、登録を取り消します。

(3) 登録の方法

別添申請書に取扱い可能な用具等を記入し、高齢福祉課あて提出してください。登録に必要な事務手続きを経た後、年度途中でも登録いたします。

ただし、次に述べる基準等を満たせない用具については申請しないでください。

3 給付に関する基準について

給付の基準については別表1で規定しておりますので、以下、別表1について説明します。別表1にない用具は給付できません。

(1) 対象者

ひとり暮らし高齢者	火災警報器 自動消火器	高齢者ひとりで生活を営んでおり、 災害時に自力による避難が困難な者
	電磁調理器	高齢者一人で生活を営んでいる者
高齢者世帯		65歳以上の者のみから構成されている世帯 及びこれに準ずる世帯
ねたきりの者		ねたきり状態にあり、食事・入浴・排泄等に 一部又は全面的に介助を要する者

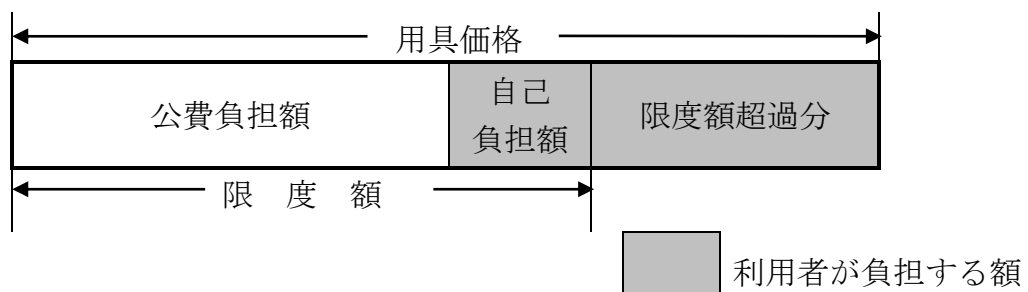
(2) 性能

別表1にある性能を有する用具でなければ給付することはできません。

(3) 限度額（消費税等を含む）

限度額は名古屋市が補助できる限度の額です。なお、この額を超えていても給付を行うことはできますが、超えた額については全額利用者負担となります。

※自己負担額は、生活保護世帯等以外は販売価格の1割となります。



(4) 耐用年数

給付後、修理不能な破損の場合以外は、耐用年数の期間内は再給付しません。

(5) 備考

用具によっては、取付工事費用を含めて給付することができます。

4 見積書の作成について

用具の見積依頼があった場合は、市場価格等適正な価格で見積書を作成してください。

（留意事項）

① 別添を参照のうえ、見積書を申込者あてで作成してください。

＊同型の商品・定価・性能等の部分を商品カタログからコピーし添付してください。

② 見積書は別表1の限度額にかかわらず、実際の価格で記入してください。

③ 別表1に規定されている以外の用具は含めないでください。取付工事費用を必要とする用具はその費用を含めることができます。（ただし、下地補強工事は含みません。）

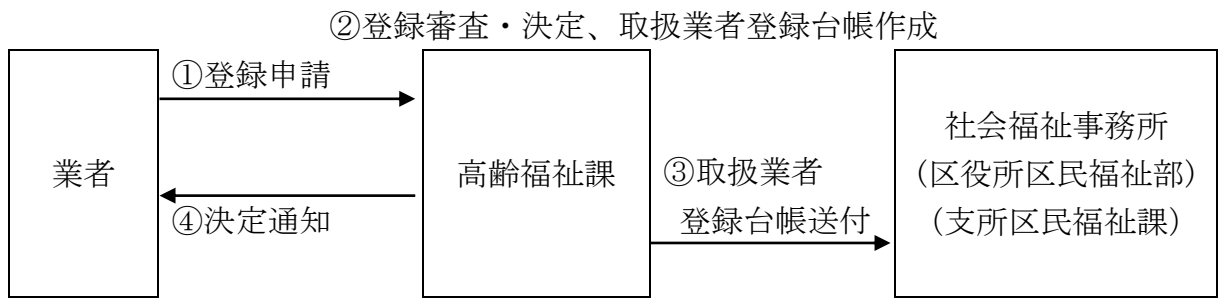
④ 限度額以内での給付を希望する利用者に対しては、限度額以内の最良の用具の見積書を作成してください。限度額以内で給付できる用具を必ず取り扱ってください。

⑤ 見積書は申込者あて郵送するなどの便宜についてご配慮ください。

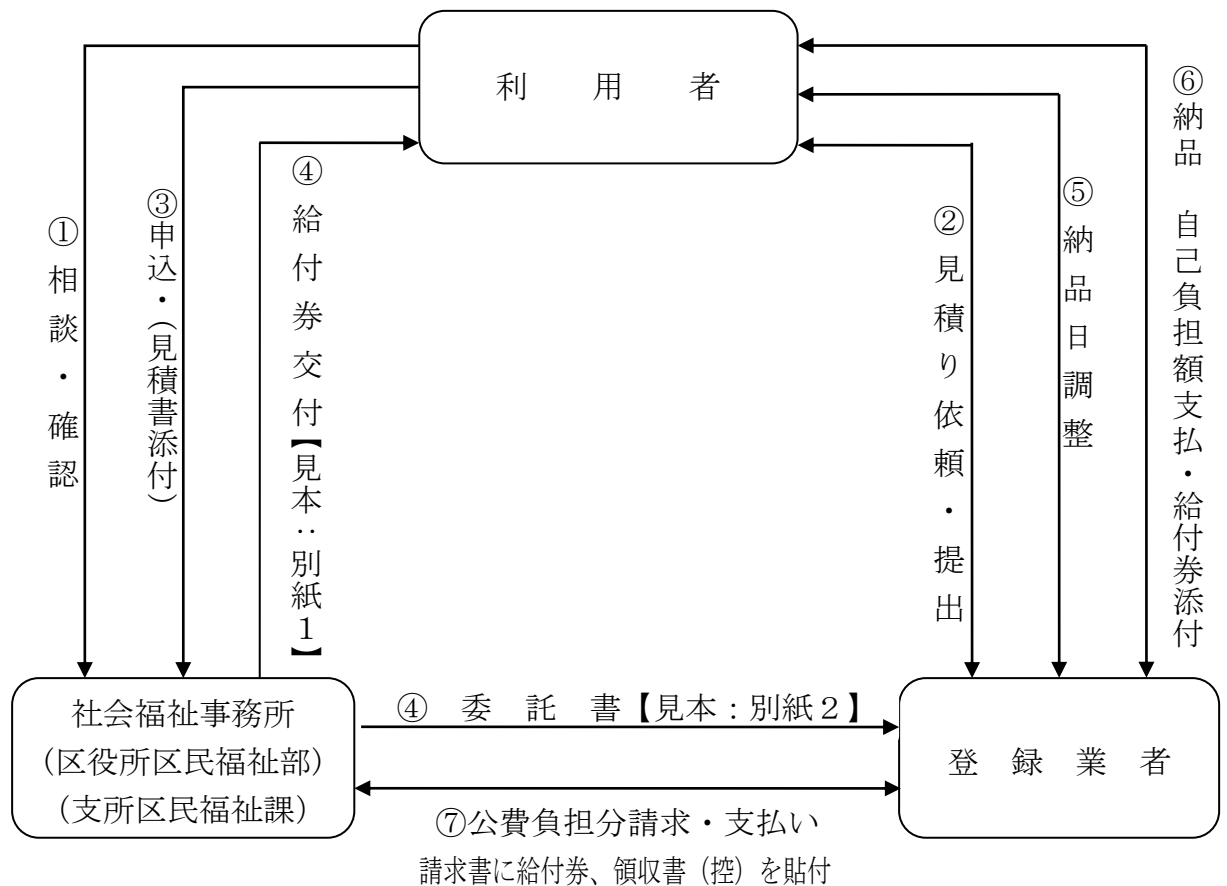
⑥ 給付対象個数は、火災警報器は2個もしくは3個、自動消火器は1個、電磁調理器は1台です。

5 流れについて

(1) 登録申請～登録



(2) 利用者申請～委託書の送付～用具の納品～支払い



◎対象者もしくはその家族（世帯員）が記入した申込書を、代理の者（業者含む）が手続き先窓口（区役所福祉課、支所区民福祉課）に持参する場合は、委任状が必要となります。

別表 1

給付種目	対 象 者	性 能 及 び 種 類	給付限度額	耐用年数
火災警報器	・65歳以上のねたきりの方	屋内の火災を煙により感知し、屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの。	13,000円(2個) (共同住宅、平屋) 19,500円(3個) (2階建以上)	8年
自動消火器	・65歳以上のひとり暮らしの方で災害時に直ちに脱出が困難な方	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴出し初期火災を消火し得るもの。	33,000円	5年
電磁調理器	・65歳以上のねたきりの方 ・65歳以上のひとり暮らしの方 ・65歳以上の方のみの世帯等	電磁による調理器であって高齢者が容易に使用し得るもの。 (注意) ①ペースメーカーに影響することがあります。 ②使用電力が大きいので、住宅状況によっては使用できない場合があります。	17,000円	7年

見 積 書 (例)

申 込 者 名 様

市会計室へ登録した業者名
(申請者に同じ)を記入のう
え、登録した印鑑を押印して
ください。

所 在 地
名 称
代表者氏名

印

金額

28,930 円

内訳

品 名	単 価	個 数	価 格
・電磁調理器 ○○製×××	15,300	1	15,300
・火災警報器 ○○製△△△	5,000	2	10,000
・取付工賃	一式		1,000
自動消火器・火災警報器の場合、取付工賃が発生する場合は給付対象となる。 <u>0円でも必ず記入。</u>			
火災警報器の場合、2個取付の場合と3個取付の場合の取付工賃含む金額が分かるように記載。(2個と3個別々の見積書でも可)			
消費税等は <u>小数点以下切り捨て。</u>			小 計
「消費税及び地方消費税の表示」について ⇒×:「消費税」、○:「消費税等」「消費税額等」			26,300
			消費税等
			2,630
			総 計
消費税等込みの総計が給付限度額以内となる。			28,930